

交渉情報	NO.81	日本郵便信越支社 支社長室
JP労組信越地方本部	2013年2月28日	添付資料:4枚

会社統合に伴う労使コミュニケーション・ルールの一部改正について

日本郵便信越支社支社長室は、本日（2月28日）「会社統合に伴う労使コミュニケーション・ルールの一部改正」について地方本部に説明してきました。

本件は、中央総合情報第146号（2/28）のとおり、本部一本社間での整理を受けて説明してきたものです。

会社側が説明してきた内容は、中央総合情報第146号（2/28）の添付資料と同様ですので、そちらで確認をお願いします。

また、地方本部より以下について確認しましたので了知願います。（別紙1参照）

1. 支部交渉委員

3月中に来年度の三六協定の締結を行う必要があることから、会社側は単独マネジメントグループ局の管理者を役職指定し、3月11日（月）までに指名通知を行ってきますが、支部交渉委員には変更がないことから、組合側からの指名通知は行わない。

2. 職場労使委員（単独マネジメントグループ局に限る）

3月中に「平成25年度経営計画（自局）」に関する意見交換を行う必要があることから、労使双方において3月11日（月）までに指名通知を行う。

指名通知のあて名は「当該郵便局長」あて、差出名は「支部長名」とし、会社側からの指名通知も「支部長名」で行う。

なお、新井、越後吉田、巻、大野町、村松、松浜、田中、軽井沢、箕輪、亀田の10局については、旧郵便局会社だけの単独マネジメントグループ局となることから、旧郵便局会社の組合員の中から指名通知を行う。

指名人数については、会社側が役職指定する一覧（別紙2 = 3月1日オープン【厳守】）を参考に同数程度としてください。

短期間での作業となりますが、よろしく願います。

なお、指名通知の様式を別紙3に添付しましたので活用願います。

3. 部会労使委員会

新たに単独マネジメントグループ局にも現在、数名の交渉委員がいますが、残っている窓口局の交渉委員で対応可能なことから、3月中は現体制でそのまま行う。

4. その他

- (1) 各委員及び苦情処理委員については、4月の人事異動後、必要に応じて改めて指名通知を行う。
- (2) 本件に関する意思疎通については、別紙4のとおり。
- (3) 部会事業推進委員会においては、単独マネジメントグループ局以外は自局の経営計画を策定しないことから、支社経営計画等を活用して意見交換を行う。